



草加市監査委員告示第2号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 関 一 幸

令和5年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

子ども未来部、都市整備部

3 監査対象事務

令和4年度及び令和5年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和3年度以前についても監査の対象としました。

なお、令和5年度については、原則として9月30日までに執行されたものとしました。

4 監査期間

令和5年7月20日（木）から令和6年2月19日（月）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 子ども未来部

子ども未来部には、子育て支援課、子ども育成課、子育て支援センター及び保育課が置かれ、4課の体制となっております。

令和4年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和5年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
子ども未来部	388人
その他の部局	931人
全 体	1,319人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
子ども未来部	15,692,419,746円
その他の部局	78,876,994,197円
全 体	94,569,413,943円

子ども未来部は、全ての子どもと子育て家庭のためのよりよい環境づくりに加え、次世代を担う子どもが健やかに育まれる事業を執行する組織です。

子育て支援課においては、子どもに係る総合的な企画・調整のほか、児童手当等の経済的支援、障害児福祉の企画・推進に関する事務等を行っています。

子ども育成課においては、児童クラブ、放課後子ども教室、児童館、松原児童青少年交流センター、勤労青少年ホーム、青少年交流センターに関する事務等を行っています。

子育て支援センターにおいては、子育て支援ネットワークの推進のほか、子育ての総合相談並びに情報の集約及び提供、子どもの発達に係る診療等に関すること、児童発達支援センターあおば学園に関する事務等を行っています。

保育課においては、公立保育園の運営に関すること、保育の利用調整・あっせんに関すること、保育園等の整備、認可及び確認に関する事務等を行っています。

令和4年度及び令和5年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

① 契約行為に係る事務手続について【子育て支援課、子ども育成課、子育て支援センター、保育課】

契約に係る事務手続において、決裁を実施していないものや決裁の重複のほか、起案文書や仕様書の記載内容等が誤っているもの、起案文書に記載すべき事項が明記されていないもの、契約書に条文や仕様書等が綴じこまれていないもの、請書を徴していないもの、履行確認が不十分なもの、請求書を収受してから支払いまでの期間が長期間空いているもの等が見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令を遵守することはもとより、市民に対し、契約過程についての説明責任を果たせるよう、漏れのない適正かつ正確な事務処理を行ってください。

② 補助金等の交付に係る事務手続について【子育て支援課、子ども育成課、保育課】

補助金等の交付に係る事務手続において、交付決定額等の記載内容が誤っているもの、要綱で定める補助対象経費に合致するか確認できないもの等、一部適当でないと思われる内容のものが見受けられました。

補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われていることから、正確で公正な処理が求められます。市民への説明責任を果たすため、事務手続における透明性の確保に努めてください。

(2) 都市整備部

都市整備部には、都市計画課、開発審査課、建築安全課、みどり公園課及び新田駅周辺土地区画整理事務所が置かれ、4課1事務所の体制となっています。

令和4年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和5年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
都市整備部	72人
その他の部局	1,247人
全 体	1,319人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
都市整備部	3,568,144,266円
その他の部局	91,001,269,677円
全 体	94,569,413,943円

○歳出決算額（特別会計）

会計	金額
新田西部土地 区画整理事業	74,026,245円
駐車場事業	64,607,836円
新田駅西口土地 区画整理事業	888,107,484円
その他の特会	41,605,218,884円
全 体	42,631,960,449円

都市整備部は、まちづくりに関わる施策を総合的に展開し、主にハード面でサービスを提供する組織です。

都市計画課においては、市街地開発事業及び都市計画に係る総合的企画、調整、決定、推進等に係る事務などを行っています。

開発審査課においては、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の規定による各種手続等に係る事務などを行っています。

建築安全課においては、建築物動態統計調査のほか、建築基準法の規定による各種申請書、届出書等の受付及び許可通知書、確認済証等の交付に係る事務などを行っています。

みどり公園課においては、公園、緑地等の企画、立案、保全及び管理のほか、緑化の推進及びみどりの保全に係る事務などを行っています。

新田駅周辺土地区画整理事務所においては、土地区画整理事業に伴う換地計画、換地処分、清算、登記、補償、工事の設計等に係る事務などを行っています。

令和4年度及び令和5年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

① 契約行為に係る事務手続について【都市計画課、建築安全課、みどり公園課、新田駅周辺土地区画整理事務所】

契約行為に係る事務手続について、見積書提出期限を超過した見積書で契約締結をしているもの、起案文書に記載すべき事項が記載されていないもの、契約書に条文等必要書類の添付が漏れているもの、見積依頼日と見積書提出期限が同日となっているものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

② 日付の整合性について【都市計画課、みどり公園課】

契約行為に係る事務手続において、契約締結決裁の起案日及び決裁日や見積依頼文書における見積依頼日と見積書提出期限の日付に不整合が生じているものが見受けられました。

日付の整合性を確保することは、適正な手順を経て事務手続を行ったことを示す重要な根拠となりますので、時系列に照らし合わせ、不整合のないよう正確に事務処理を行ってください。

③ 修繕に係る完成検査について【みどり公園課】

修繕契約における完了検査に係る事務手続において、草加市小規模工事等検査要綱に基づく適切な様式が使用されていないものが見受けられました。

修繕契約における完了検査に当たっては、請負代金額の区分によりそれぞれ必要な検査手続が市の例規により定められていますので、事務手順を確認の上、適切な様式を用いて事務処理を行ってください。

8 意見

(1) 子ども未来部

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行した令和5年は、私たちの生活に新たな変化をもたらしました。アフターコロナ期においては、人々の社会生活への意識がコロナ前に戻りつつあるなかで、コロナ禍を経て、人とのつながりの大切さや地域社会の一員として生きていくことの意義を改めて捉え直すという動きも出てきています。

本市においては、このような社会情勢のもと「こどもまんなか そうか」を合言葉に、「だれもが幸せなまち そうか」実現のため、子ども未来部が中心となりこども政策に積極的に取り組んでいます。

今回監査対象とした令和4年度及び令和5年度上半期は、長引くコロナ禍やウクライナ戦争等が社会全般に様々な影響を及ぼした時期でもありました。子ども未来部においても、物価高騰に苦しむ子育て世帯へ緊急の給付金を支給したほか、松原児童青少年交流センター（ミラトン）の建設工事が大幅に遅れてしまったことへの対応等、膨大な量の業務が発生しました。その過酷ともいえる環境のもと、職員一人ひとりそれぞれの業務に真摯に、懸命に向き合われており、その結果は、一つひとつの業務から見て取れました。対象者が異なる各種給付金の支給事務、保育料の還付事務等について、きめ細かく対応されていたほか、各施設からの問合せについて職員間で連絡簿を共有し、常に最新の対応状況を把握する等、スムーズな事務の遂行及び連絡体制を構築しようとする意識が感じられました。

その一方で、前回監査時に改善を要望した、契約行為や補助金に係る事務手続の不備や、日付の整合性については、今回も一部同様の事例が見受けられました。チェック体制の整備や、所属全体での業務配分、業務の進め方を常に見直し改善すること等により、持続可能な業務遂行体制を構築していくことを望みます。

本市の未来を担う子供達を応援すること、様々な施策で子育て世帯を支援していくことは、本市が目指す「だれもが幸せなまち」に直結しているものです。子ども未来部が担っている業務の一つひとつが、今の市民の希望を叶えるだけでなく、本市が目指している将来像に向けての着実な一歩になっていることを十分に認識いただき、「住みつづけたいまち」実現のため、職員自身が目標を掲げ、積極的に推し進めることができる職場であり続けるよう、さらなる施策の発展と職場環境の整備に尽力されることを強く望みます。

(2) 都市整備部

本市は、高度経済成長期において、都心に近接する恵まれた交通利便性や松原団地の造成などによって人口が増加し、急速に都市化が進行してきました。現在においては、都市化の発展とともに築き上げてきた公共インフラの老朽化が進み、少子化による人口減少の局面が迫っているなか、都市計画法、国・県の上位計画及び第四次草加市総合振興計画と整合性を図り、まちづくりのビジョンを示す指針としての「草加市都市計画マスタープラン」によって、持続可能性と安心を備えたまちづくりが進められています。

その中で都市整備部は、まちづくりに関わる施策を総合的に展開し、主にハード面でサービスを提供する組織として、都市計画に係る総合的な企画・立案、住宅政策の企画・調整、開発行為に関する規制、建築基準法に基づく建築物の指導、市民の憩いの場となる公園の整備及び維持管理、区画整理事業の推進などの事務を所掌し、本市のまちづくりの第一線で市民とともに様々な事業を展開しています。

今回の監査では、特命随意契約を行う際に、一般競争入札で契約した際との契約金額の比較を行うため、特命随意契約・一般競争入札いずれの場合の見積書も決裁文書に添付されていました。また、契約金額が多額の案件では、決裁区分や事務手続きの流れが明確となるような参考資料が決裁文書に添付されているなど、事務ミス防止の姿勢が見られ、事務手続の向上に取り組まれていることが確認できました。一方で、契約行為に係る事務手続の不備、日付の不整合、修繕に関する完成検査報告書の様式不備、郵券及び備品の管理不備など、一部適正を欠くものが見受けられました。適正な事務の執行は、業務の質や行政に対する信頼性の向上につながりますので、事務手順及び根拠法令等の確認を徹底し、市民への説明責任が果たせるよう適正かつ正確な事務処理に努めてください。

急速な少子高齢化、頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル技術の発達を契機とした生活様式の変化など、急激に変化する社会の中でも、地域での生活や生産などの機能を維持しつづけることのできるまちづくりが求められています。時代の変化や多様化する市民ニーズを的確にとらえ、いつまでも住み続けたいと思える「選ばれるまち」を目指し、「だれもが幸せなまち」の実現に向け、将来を見据えたまちづくりに取り組まれることを強く望みます。